

もとす暮らし応援補助金を交付！

2022. 3. 15ver.

本巢市に定住するため、新築・中古住宅を購入、建替された方への補助金。

対象者

- 令和2年1月1日以降に、住宅を新築もしくは購入(建売・中古)、建替された方
 - 当該住宅に初めて固定資産税を賦課され、納税通知書の送付があった方(※注意)
 - 生活の本拠として居住する意思のある方
 - 居住地の自治会に加入された方
 - 市税等を滞納していない方
- (※注意) 補助金の交付は、初めて固定資産税を賦課された時の1回限りとなります。

補助金額等

初めて固定資産税を賦課され、納税通知書が届いた年度の6月末までに申請して下さい。

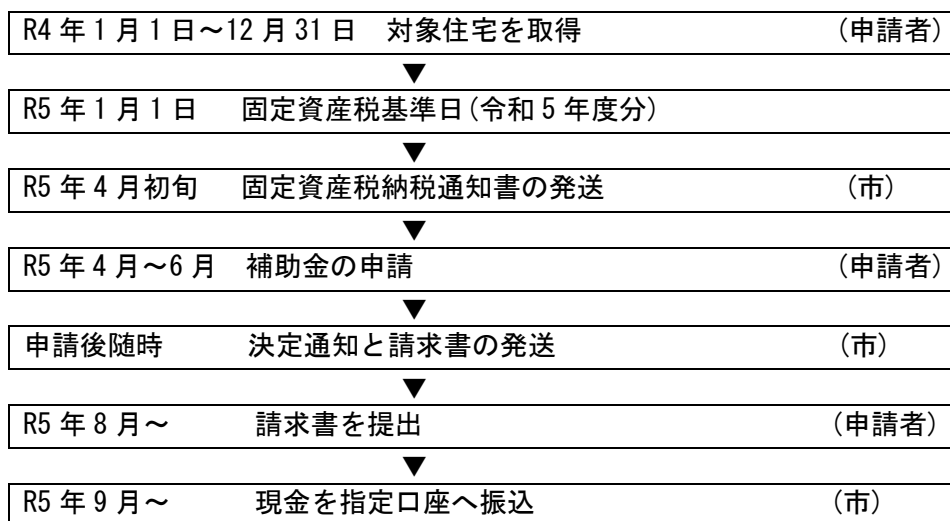
補助金額	限度額	転入加算額
固定資産税課税 標準額の5%	30万円	1人につき10万円 ★令和2年4月1日以降かつ申請年度の2年度前における 4月1日以降に本巢市に転入した方(※その他要件あり)

※転入加算は、住宅の所有者(補助対象者)が令和2年4月1日以降に市に転入した世帯であって、補助対象者と生計を一にし、対象住宅に同居している場合に限りです。

※三世同居・近居住宅支援補助金の交付を受けている方、移転補償・損害賠償・相続・贈与・その他取得対価を伴わない事由により、住宅を新築・購入・建替された方は対象外。

申請の流れ

※令和4年1月1日～12月31日までの間に対象住宅を取得した場合



申請時に必要な書類

- 交付申請書(様式1) 誓約書兼同意書(様式2)
- 世帯全員の住民票 ※続柄のみ記載があるもの
- 固定資産税の納税通知書の写し ※課税明細書(家屋)も必要となります。
- 市税等の完納証明(滞納がないことを証明できる書類) ※申請年度の前年1月1日にお住まいの市町村での発行となります。なお、納税証明の場合は申請いただく年度の前年度の証明が必要となります。

もとす暮らし応援補助金 Q&A

【対象世帯】

Q 住宅を購入しましたが、いつ申請をすればよいですか。

A 住宅に初めて固定資産税を賦課され、固定資産税の納税通知書が届いた年の6月末までに申請してください。

Q 市内移動で住宅を購入しましたが、補助金の対象になりますか。

A 令和2年1月1日以降に住宅を購入した場合、対象になります。

Q 新築住宅・中古住宅・建替住宅の基準は？

A 新築住宅は、人の居住の用に供したことの無い住宅であって、建築工事完了の日から1年未満のものをいいます。建替住宅は、現に居住している住宅を取り壊し、新たに建築した住宅をいいます。それ以外は中古住宅となります。

Q 補助金額は？土地は対象になりますか？

A 対象住宅の固定資産税課税標準額の5%となります。上限額は30万円です。土地は対象となりません。

Q この制度はいつまでありますか。

A 令和8年3月31日までに対象者に該当する場合、対象となります。

【転入加算】

Q 転入加算はいつ時点での人数で加算されますか。

A 申請日現在、申請者と生計を一にし、同居している者の人数で加算します。

Q 住宅を建て替えた際に、子ども世帯が転入し同居しましたが、転入加算は対象となりますか？

A 住宅の所有者が子どもであれば、転入加算は対象となります。所有者が親であれば、対象となりません。

Q 新居への入居前、一時的に市内の賃貸住宅に住んでいましたが、転入加算は対象となりますか？

A 転入日が令和2年4月1日以降、かつ市内への転入日から申請年度の4月1日までの期間が2年未満であれば、転入加算は対象となります。

※親、子、孫の三世代で同居・近居するために住宅を取得、改築された方へ

「本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金」という別の補助金もありますので、要件等、詳しくは、福祉敬愛課（☎058-323-7752）までお問い合わせください。

その他、下記問い合わせ窓口で随時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。